

令和3年第12回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和3年12月24日（金）
開 会 午後1時30分 閉 会 午後2時08分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員（9人）
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ④徳和 己嗣 ⑤松生 朋広
⑥澤田 稔 ⑦山本 泰夫 ⑧高田外喜子 ⑩川井 良平
⑫村 桂司
- 4 欠席委員（3人）
③糺田 幸雄 ⑨山上 克秀 ⑬四飯弥志宣
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員（4人）
⑭岡田 信夫 ⑮芝田 俊幸 ⑯瀬戸 明 ⑰石野公章
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員（8人）
⑱榊谷 武史 ⑲村田 清二 ⑳岡田 耕一 ㉑森田 三男
㉒悦永 秀雄 ㉓南 邦夫 ㉔三宅 一徳 ㉕稲農 幹夫
- 7 事務局員 清水事務局長、後石原次長
- 8 付議案件
 - (1) 羽咋市農地利用最適化推進委員の承認について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (3) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (4) 農地転用届出に対する承認について
 - (5) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (6) 非農地証明について
 - (7) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - (8) 農用地利用集積計画について
 - (9) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 6番 澤田委員 7番 山本委員
- 10 会議の結果
議案8件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 御案内の時間になりましたので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
今日欠席の届出はありませんが、糺田委員と山上委員と四飯委員が現時点では来ておられません。
ただいまの出席委員は9名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
それでは、会長、ご挨拶お願いいたします。
議 長 (挨拶)
事務局長 ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止対策として、総会をできるだけ短時間で終了させたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の議件についてご案内いたします。

- ・議案第1号 羽咋市農地利用最適化推進委員の承認について
- ・議案第2号 農地法第3条の規定による許可の決定について
- ・議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- ・議案第4号 農地転用届出に対する承認について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- ・議案第6号 非農地証明について
- ・議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・議案第8号 農用地利用集積計画について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

となっております。

以後は会長が議長を務めますので、よろしくをお願いいたします。

議長 では、これより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、6番 澤田委員、7番 山本委員を指名します。よろしくをお願いします。

では、ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 羽咋市農地利用最適化推進委員の承認について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 皆さん、ご苦労さまです。

それでは、「議案第1号 羽咋市農地利用最適化推進委員の承認について」説明いたします。

議案書の2ページのほうをご覧ください。

令和3年の10月に羽咋市農業委員会で農地利用最適化推進委員1名の辞任が同意されております。

辞任により、11月1日から11月30日にかけて、上甘田地区を対象に1名の公募を行っております。

公募の結果、上甘田地区から1名の推薦があり、羽咋市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱により、候補者の評価委員会を設置いたしております。

設置に伴い、羽咋市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する規則、第6条の規定により、候補者の選考、そして評価を行うこととなっております。

評価委員会を12月15日に開催し、候補者の評価に関する意見を求めたところ、評価委員会から農地利用最適化推進委員に適任であるという評価をいただいております。

農業委員会は、規則第7条の推進委員の選任で、推進委員候補者評価委

員会の報告に基づき推進委員を選任し、委嘱するものとなっております。
推薦があった議案書2ページの候補者について、承認をいただきたいと思
います。

以上です。

議長 ただいま事務局より説明がございました。人事案件でありますので、ま
た地元の推薦がございました。

皆さんにお諮りをいたします。「議案第1号」は原案どおり承認しても
よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認決定すること
にいたします。

事務局 ありがとうございます。

しばらくお待ちください。

(〇〇農地利用最適化推進委員入室)

事務局 それでは、ただいま承認をいただきました候補者の紹介をいたします。
上甘田地区から推薦のありました〇〇町にご在籍の〇〇さんです。

また皆さん、よろしくお願ひいたします。

委員 よろしくお願ひいたします。(拍手)

議長 では引き続き、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可の決定に
ついて」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可の決定につい
て」でございます。

議案書の3ページからご覧ください。

まず、整理番号1番、申請地は〇〇町の畑1筆で、面積が341㎡となっ
ております。

位置図につきましては、4ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、売買による所
有権移転となっております。

譲受人の経営面積は86アールで、当該地区の下限面積の要件30アールを
満たしております。

生産組合の同意を得ております。

続いて、整理番号2番、申請地は〇〇町の田1筆で、面積が824㎡とな
っております。

位置図につきましては、5ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

この農地につきましては、写真でも分かるように割田となっております。
1筆に4人の所有者がおられます。

今回の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、赤枠の部分のみ贈与による所有権移転となっております。

こちらの譲受人の方は権利でこちらの田んぼ耕作をしております。

譲受人の経営面積につきましては541アールで、当該地区の下限面積の要件30アールを満たしております。

また、生産組合の同意も得ております。

続いて、整理番号3番です。申請地につきましては、〇〇町の畑2筆で、面積の合計が1,191㎡となっております。

位置図につきましては、6ページのほうをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由といたしましては、経営規模の拡大で、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は97アールで、当該地区の下限面積20アールを満たしております。

以上です。

議長 続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、2番、事務局よりお願いします。

事務局 〇〇委員から連絡がありまして、現地を確認してきましたところ、盛土して畑になっています。ということで、特に問題はないという意見をいただいております。

続いて、〇〇町のほうになります。こちらのほうも、先ほど申したとおり、利用権設定で譲受人の方が田んぼの耕作をしているということを得ております。

こちらのほうも売買につきまして、問題はないという承認を得ております。

以上です。

議長 整理番号3番、〇〇委員さん。

担当委員 6ページの位置図を見てください。

申請地の右隣、白くなって見えるところが、現在、〇〇さんが所有するクロマツの苗木畑です。申請地は隣接することもあるとあって、〇〇不動産の紹介もあって畑を広げようとするところから買う予定だと聞きました。

問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

それぞれ担当委員さんにご異議なしということですが、ほかに皆さんはご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。

議案書7ページのほうをご覧ください。

申請地につきましては、〇〇町の田1筆で、面積が682㎡となっております。

位置図につきましては、8ページのほうをご覧ください。

申請人は、議案書に記載のとおりとなっております。

転用目的につきましては、申請人の作業場とハウス用地とするための申請となっております。

申請地は農振区域内にあり、10ha以上の農地が広がっている第1種農地となっております。

また、農地につきましては、農業用施設に供するものであり第1種農地ではありますが、転用許可もやむを得ないと判断します。

法令第4条第1項第2号に該当いたします。

この農地につきましては、隣地の他の所有者の方、生産組合、土地改良区の同意を得ております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、整理番号1番の担当委員さん、〇〇委員さん、お願いします。

担当委員 転用申請の農地は、現在、水稻のプール育苗の露地として活用しております。そして、両方サイドは水田としてよその方が耕作されております。

申請する理由についてですけれども、〇〇さんは年々経営規模を拡大してきているわけなんですけれども、現在の農舎、育苗ハウスでは手狭でどうしても作業ができないということで、新たに農舎を建設、また併せて育苗施設を設置したいということでもあります。

これにつきましては、両サイドに若干土盛りをしなきゃいけないわけなんですけれども、両サイドの水田に土砂が流れ込まないように注意して行いたいということでもありますし、また生産組合、土地改良区に隣接する耕作者の方も問題ないということでもありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんは、ご異議なしということですが、何か委員の皆様、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地転用届出に対する承認について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第4号 農地転用届出に対する承認について」でございます。

議案書9ページのほうをご覧ください。

申請地につきましては、〇〇町の田1筆で、面積が838㎡となっております。

この田んぼにつきましては、畑に転用するものでございます。

位置図につきましては、10ページのほうをご覧ください。

申請人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

また、この農地につきましては、前回、第11回の総会時に売買されたものとなっております。

現在、写真をご覧になっていただければ分かるとおりに、ちょっと荒地となっておりますが、申請人に確認したところ、埋立てを行い、野菜等の栽培を行いたいという報告を受けております。

また、生産組合の同意を得ています。

以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんのご意見を伺います。

〇〇委員さん。

担当委員 先ほど事務局のほうからご説明もありましたように、今まだ盛土されておりませんが、今後されるということでした。本人に確認したところ、そういうことをおっしゃってございました。

また、付近も現況地目は田となっておりますが、現在、ほとんどが航空写真でもわかりますように休耕地となっております。

それで、またその後、生産組合長、町会長に確認しましたところ、同意を得ており、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんは、ご異議なしということですが、何か委員の皆様、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 では、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第4号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する

意見決定について」でございます。

議案書11ページのほうをご覧ください。

申請地につきましては、〇〇町の畑1筆で、面積が204㎡となっております。位置図につきましては12ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

転用目的につきましては、譲受人の方が今現在住んでおいでところが都市計画道路の建設用地となっており、地域整備課との売買契約で補償の移転となり、譲受人につきましては自己住宅用地にするための申請となっております。

また、申請地につきましては、都市計画区域にあり、用途地域の第2種住居地域に指定されており、住宅が多い市街地に位置しております。則第44条第3号に該当する第3種農地と判断いたします。

また、生産組合の同意も得ております。

以上です。

議長 担当委員さん、事務局よりお願いします。

事務局 担当委員、〇〇委員さんから報告を受けておりますので、報告いたします。

第5条事実確認の内容につきましては、〇〇さんによります、現在、長年住んでいる宅地が都市計画道路の建設用地となり、市から立ち退き要請がありました。同じ町内で住居の建設用地を探していたところ、この〇〇町の用地がありましたので、畑地となっており、この市との売買を契約で満たしております。

ということで、特に問題がないというふうに報告がありました。

以上です。

議長 「議案第5号」については、担当委員さんもお異議なしということですが、何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり決定してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第5号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 非農地証明について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第6号 非農地証明について」でございます。

議案書13ページをご覧ください。

申請地につきましては、〇〇町の畑1筆で、面積は353㎡となっております。

申請人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

位置図につきましては、14ページをご覧ください。

証明を受けようとする目的につきましては、現況が山林となっており、

現況に合わせた地目としたいということで申請を行っております。

申請地の向かって左側、国道の間だけが、位置図をご覧になっていただければ分かるんですけども、この部分のみが畑となっております。あと、東側と北側につきましては地目が山林となっております。この申請地につきましては、30年以上耕作されていない状態にあるということです。

非農地としても周囲への影響はないものと考えられ、証明願は妥当と判断いたします。

以上です。

議 長 担当委員さんのご意見伺っておりますか。

事 務 局 担当委員、〇〇委員さんからは、現在、写真を見てのとおり山林となっております。

そしてあと、先ほど言いましたように、周りの地目の全部が山林となっておりますので、特に問題がないということで報告をもらっております。

以上です。

議 長 担当委員さんも現況は山林ということで問題ないということなんですが、ほかに何かご意見ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 では、「議案第6号」は原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第6号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 続いて、「議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」でございます。

議案書15ページのほうをご覧ください。

この議案につきましては、農林水産課より農業振興地域整備計画の変更について意見を求められております。

農業振興地域整備とは、農業振興地域の整備に関する法律で、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るために、市で策定した計画書となっております。

この計画書について指定した土地につきましては農用地区域となり、青地と呼ばれます。この農用地区域に指定された土地につきましては、原則、農業の用途以外の目的に使用することができなくなっております。農地以外に転用したい場合には、本件のように法律の手續にのっとり、農用地区域から除外することが必要となっております。

それでは、今回の申請内容についてご説明いたします。

議案書16ページをご覧ください。

まず(2)につきまして、こちらのほうは地目が山林となっておりますが、農用地の区域となっておりますので、今回、意見決定が提出されております。

す。

位置図につきましては18ページのほうをご覧ください。

〇〇町の3筆で、面積が11,823㎡となっております。

地目及び現況が山林のため、除外するものとなっております。

続いて、(3)番の農用地区域への編入についてでございます。

こちらのほうは、17ページのほうをご覧ください。

所在地につきましては、〇〇町、〇〇町の田、畑、合計が57筆、合計面積が7,487㎡となっております。

こちらのほうは県営圃場整備事業で〇〇、〇〇地区を施行し、農用地として保全を行うことを目的としております。

図面では、この青い部分が現在になっておりませんので、こちらのほうを編入する形となっております。周りの赤い部分を含めた形で整備を行うこととなっております。

以上です。

議 長

ただいま議案第7号について事務局より説明がございました。

農業振興整備地域の変更に係ることです。何かご意見ございませんか。

委 員

これは赤線で全部囲ってあるところは、もう圃場整備は済んどらんけ。

事務局

いや、まだです。

委 員

これからやね。

事務局

はい、これからです。

委 員

そうしたら、青いところは田んぼと畑も一部入るということですか。

事務局

になっております。そして、そういったところも現在振興地域に入っておりませんので、こちらのほうを含めた形で圃場整備を、5年やったけ。

事務局長

ここは令和4年採択の予定でありまして、現在、採択に向けて面積を決めている状況でありまして。

委 員

これからですね。

事務局長

これからですが、計画では青地でないと事業ができないということなので、青地に編入するというものであります。

これ、地元からの要望が出ておりますので、問題はないと思います。

委 員

そして、農用地区域というここに面積が書いてあるんですけども、この面積と農用地の面積は農用区域外の中へ入るとということやね。

事務局長

農用区域外？

委 員

なんも。農用地域の中に農用地というものが加わるとということやね。

事務局長

そうです。

委 員

そしたら、今の〇〇のこの面積というものはこの中には全然入らんがですか。

事務局長

今、これを抜きたいということなんです。

委 員

そしたら、これが変更になるということやね。

事務局長

そうです。

先ほど説明もございましたが、地目は山林でありまして、なぜここが青

地になっているかといいますと、将来的、過去のこれつくったときにはあそこがもう畑として開発しようということもあって、山林ですが青地に入れてあったということではありますが、現在も、あそこご覧のとおり、農地が余り増えてきていないので、山林なものですから白地に変えたいという考えでございます。

議長 ほかには何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、議案第7号は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第8号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第8号 農用地利用集積計画について」でございます。議案書19ページからご覧ください。

今回の利用権設定の概要につきましては、議案書21ページのほうをご覧ください。

今回は田44筆の設定があり、合計面積につきましては118,478㎡となっております。

権利設定期間別に見ますと、3年の田が5筆で6,914㎡、5年の田が4筆で4,588㎡、10年の田が35筆で106,943㎡となっております。

申請件数につきましては、貸し手農家が18件、借り手農家が7件となっております。

各筆の明細一覧につきましては、議案書22ページから24ページに記載されておりますので、ご覧になってください。

申請件数につきましては18件で、新規設定が34筆、再設定が10筆となっております。

なお、議案書24ページのNo.15から18に記載されておりますのは、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定となっております。

全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より「議案第8号」についてご説明がありました。これについて何か皆さん方のご意見があればお願いしたいです。

全委員 なし。

議長 「議案第8号」についてご意見なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第8号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。

議案書25ページのほうをご覧ください。

今回解約される農地につきましては7筆で、面積の合計が17,609㎡となっております。対象地、貸付人、借受人及び解約の概要につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

なお、No.3から5番につきましては、農地中間管理機構を利用したものとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局より説明が終わりました。何かご意見あればお願いいたします。

全委員 なし。

議長 よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「報告第1号」は報告どおり承認することに決定いたします。

以上で本日の議案審議が全て終了しました。

ご意見がなければ、一旦閉会をし、その他の案件に入りたいと思います。

全委員 異議なし。

終 了

議事録署名人 会長

署名人

署名人